



平成 30 年 1 月 10 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲  
( J A S D A Q ・ コード 8704 )  
問合せ先 執行役員 財務部長 朝倉 基治  
( TEL 03-4330-4700 (代表) )

第三者割当による第 12 回新株予約権 (行使価額修正条項付)  
の発行に係る払込完了のお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 25 日開催の取締役会において決議いたしました、三田証券株式会社を割当先とする第三者割当による第 12 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関し、平成 30 年 1 月 10 日に発行価額の総額 (13, 113, 400 円) の払込が完了したことを確認いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権の発行に関する詳細につきましては、平成 29 年 12 月 25 日付で公表しております「第三者割当による第 12 回新株予約権 (行使価額修正条項付) の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

1. 第 12 回新株予約権の概要

① 割当日	平成 30 年 1 月 10 日
② 新株予約権の総数	17, 300 個 (新株予約権 1 個につき 1, 000 株)
③ 発行価額	総額 : 13, 113 千円 (新株予約権 1 個当たり 758 円)
④ 当該発行による潜在株式数	17, 300, 000 株
⑤ 資金調達額	2, 660, 013 千円 (注) (内訳) 新株予約権発行分 13, 113 千円 新株予約権行使分 2, 646, 900 千円
⑥ 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 153 円 行使価額は、割当日から 5 営業日経過以後、毎週金曜日 (但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。) に、修正日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92% に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」といいます。) が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 77 円 (以下「下限行使価額」といいます。) を下回ることを調整されます。調整されず、当該修正日の下限行使価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 77 円 (以下「下限行使価額」といいます。) を下回ることを調整されます。調整されず、当該修正日の下限行使価額に修正されます。
⑦ 募集又は割当方法	第三者割当の方法による。
⑧ 割当先	三田証券株式会社
⑨ 本新株予約権の行使期間	平成 30 年 1 月 11 日から平成 32 年 1 月 10 日までの期間とする。本新株予約権に係る発行要項第 15 項に定める組織再編成

	<p>行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>
<p>⑩ その他</p>	<p>当社は、割当先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、本新株予約権引受契約を締結し、以下の事項が定められています。</p> <p>① 制限超過行使の禁止</p> <p>割当先は、いずれの暦月においても、原則として、当該暦月においてすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、本新株予約権の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権等の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができません。但し、当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間、取引所金融商品市場において当社普通株式が上場されている金融商品取引所において監理銘柄、整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間、本新株予約権の行使価額が決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2ヶ月間には、割当先は、制限超過行使を行うことができます。</p> <p>② 譲渡制限</p> <p>割当先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。</p> <p>③ 取得条項</p> <p>当社は、平成30年4月11日以降、本新株予約権の発行要項に従って、取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。</p>

(注) 資金調達額は、本新株予約権の発行による調達額（13,113千円）に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額（2,646,900千円）を加えた額です。また、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達額は減少します。

以上